

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 統一 繁栄

国民議会

番号 80 号/国民議会

首都ビエンチャン、2025 年6 月25 日

検察官法

第I編

一般規定

1条 目的

この法律は、検察官が、忠誠で、道徳心、革命的道徳心を持ち、純真かつ正直、職務倫理、道徳的倫理をもち、法律に従い被疑者を裁判所に起訴し、司法手続の事件訴訟において、捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律の執行をモニタリング検査することを保証し、それらが迅速、透明性、公正、完全、客観性をもち、社会に安寧で秩序と正義をもたらすことに貢献するよう、検察官の管理、業務活動、任命、昇格、降格、異動、組織内異動、特別政策、モニタリング検査、評価に関する原則、規則と措置を規定するものである

2条 検察官

検察官とは、法律または委任に従い、モニタリング検査、捜査また法廷への参加をする職務のために任命を受けた者である。

検察官には、人民検察官と軍検察官がある。

3条 用語の定義

この法律の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

1. ຄະນະກຳມະການ (カナガマカーン) 「委員会」とは、試験委員会、評価委員会、業績評価委員会、モニタリング検査委員会、の意味である。
2. ການປະເມີນຜົນ (ガーン・パムーンポン) 「評価」とは、管理階級2種の検察官をI級検察官として任命するかを検討のために、その職務執行を評価することである。
3. ການປະເມີນຜົນງານ (ガーン・パムーンポンガーン) 「業績評価」とは、法律に従い特別政策実施のために、検察官の年度ごとの活動評価をすることである。

4条 検察官の業務に対する国の政策（ナニョバーイ）ⁱⁱ

国は、検察官が政治、思想、職務倫理、道徳倫理、知識向上、専門分野、外国語能力で発展し、適切な手当、生活向上を享受でき、裁判所への被疑者起訴と法律執行のモニタリング検査業務が、法律に従い透明性、完全、客観性、公平、公正になることを保証するため、政策、法律、規則を整備することで検察官の業務活動と役割執行を促進、条件を整え、そして適切な援助施策を実施する。

5条 検察官の業務執行における基本原則

検察官の業務執行は以下の基本原則を保証させる。

1. 憲法、法律ならびに政府の政策に正しく合致すること。
2. 管理階級、責任分担制、セクター間、中央と地方間での協調協力を基本とした全国における中央統一的な実施を行う。
3. 質の高い検察官の育成と開発
4. 絶対的、透明性、迅速性、正義、公開、客観的、ならびに検査可能であること。
5. 男女平等ならびにすべての民族のラオス女性の発展を促進する。

6条 法律の適用範囲

この法律はラオス人民民主共和国の検察官、委員会、検察院の業務に関係する個人、法人ならびに関係機関に適用される。

7条 国際協力

検察官の業務を開発し、その質を向上させ、正義を保証し、ラオスが加盟している条約や国際約束を実施するため、検察業務と法律と司法における協力、経験、情報、資料、技術、研修またセミナーの交換交流、技術的知識と能力の向上について、国は、外国、近隣地域ならびに国際社会との連絡、協力を促進する。

第II編

検察官の級、基準、試験と評価

第1章

検察官の級

8条 検察官の級

検察官は以下のごとく3つの級に分類される。

1. I 級検察官
2. II 級検察官

3. III級検察官

各級検察官以外に、検察官補が置かれる。

9条 I 級検察官

I 級検察官とは、役職が管理階級 2 種の検察官で、本法22条に規定された評価を経た後、本法13条14条の基準に従い、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官により任命された検察官である。

10条 II 級検察官

II 級検察官とは、III級検察官であった者が、本法18条に規定された試験を通過した後、本法13条と15条の基準に従い、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官によって任命された検察官である。

11条 III級検察官

III級検察官とは、検察官であった者が、本法18条に規定された試験を通過した後、本法13条と16条の基準に従い、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官によって任命された検察官である。

12条 検察官補

検察官補とは、検察院法律専門官であった者が、本法18条に規定された試験を通過した後、本法13条と17条の基準に従い、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官によって任命された者である。

第2章

検察官の基準

13条 検察官の一般基準

検察官の持ち合わせるべき一般基準は以下の通り。

1. 出生時からラオス人であり、年齢が25歳以上であること。
2. 自らの職務執行において、政治思想が強固、革命的資質、知識、能力、リーダーシップと計画的業務遂行、道徳心、職務道徳、純粹正直さを持つ。
3. 法律学の上級ディプロマ以上の学歴があり、検察の職務研修を受け、政治行政理論を理解している。
4. 何か一つの外国語を知っている。
5. コンピュータを使用することができる。
6. 故意による犯罪行為で刑事罰を受けたことがない。
7. 健康である。

本条文に定める以上の一般基準以外に、本法14条、15条、17条に個別基準を定める。

14条 I 級検察官の個別基準

I 級検察官は、以下の基準を満たす必要がある。

1. 上級の政治行政理論ランクである。
2. 人民検察院の権限行使と職務執行において、熟練しており、創造的思考を持つ。
3. 法律上の勧告、意見を発することができ、事件に関係する情報を総括、評価できる。
4. 公務員管理階級2種以上である。
5. 評価委員会の評価を経ている。

15条 II 級検察官の個別基準

II 級検察官は、以下の基準を満たす必要がある。

1. 中級以上の政治行政理論ランクである。
2. 人民検察院の権限行使と職務執行において、熟練しており、創造的思考を持つ。
3. 法律上の勧告、意見を発することができ、事件に関係する情報を総括、評価できる。
4. III 級検察官になってから三年以上経過しており、公務員管理階級3種以上。
5. 試験委員会の試験に合格している。

16条 III 級検察官の個別基準

III 級検察官は、以下の基準を満たす必要がある。

1. 初級以上の政治行政理論ランクである。
2. 人民検察院の権限行使と職務執行において、能力を持つ。
3. 法律上の勧告、意見を発することができ、事件に関係する情報を総括、評価できる。
4. 検察官補になってから三年以上経過している。
5. 試験委員会の試験に合格している。

17条 検察官補の個別基準

検察官補は、以下の個別基準を満たす必要がある。

1. 初級以上の政治行政理論ランクである。
2. 人民検察院の権限行使と職務執行において、能力を持つ。
3. 法律上の勧告、意見を発することができ、事件に関係する情報を総括、評価できる。
4. 検察の業務執行をする法律専門官になってから三年以上経過している。
5. 試験委員会の試験に合格している。

第3章 検察官試験

18条 検察官試験

検察官試験とは検察官の昇級のため業務遂行における知識、能力、スキルのレベルを測るものである。検察官試験は以下の通り。

1. II級検察官登用試験
2. III級検察官登用試験
3. 検察官補登用試験

試験の内容、手続、方法は、別に規定として定める。

19条 試験参加のための選抜

人民検察院検察官・職員または軍事検察院は、本法の13条、15条、16条また17条に定める基準に照らした選抜の上で、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の合意により、試験に参加する権利を有する。

試験参加の選抜の内容、手続、方法は、別に規定として定める。

20条 試験委員会

試験委員会には、最高人民検察院試験委員会と、高等軍事検察院試験委員会がある。

最高人民検察院試験委員会は、最高人民検察院長官によって以下のように任命される。

1. 最高人民検察院副長官 委員長
2. 最高人民検察院組織・職員局の局長または副局長 副委員長
3. 最高人民検察院の官房局、その他局と検察院研究研修所の長または副長 委員
4. 最高人民検察院の関連の検察官・職員 何名か 業務補佐

高等軍事検察院試験委員会は、高等軍事検察院長官によって以下のように任命される。

1. 高等軍事検察院副長官 委員長
2. 軍政治大局職員局副局長 副委員長
3. 高等軍事検察院の関連の室長または副室長 委員
4. 高等軍事検察院の関連の専門職員 何名か 業務補佐

21条 試験委員会の権限と責務

試験委員会は以下の権限と責務を有する。

1. 試験問題の検討と出題
2. 試験の実施、答案のチェック、採点
3. 試験結果の承認の検討
4. 試験結果取り纏め、最高人民検察院長官と高等軍事検察院長官への報告と試験結果発表
5. 最高人民検察院長官と高等軍事検察院長官の委任にしたがって、その他の権限行使と責務執行をおこなう。

第4章

I 級検察官登用の評価

22条 I 級検察官登用の評価

I 級検察官登用評価は、I 級検察官への任命を検討するため、管理階級2種以上の職員の職務遂行を評価することである。

評価の内容、手続、方法は、別に規定として定める。

23条 評価委員会

評価委員会には、最高人民検察院評価委員会と、高等軍事検察院評価委員会がある。

最高人民検察院評価委員会は、最高人民検察院長官によって以下のように任命される。

1. 最高人民検察院副長官 委員長
2. 最高人民検察院組織・職員局の局長 副委員長
3. 最高人民検察院の官房局、その他局と検察院研究研修所の長 委員
4. 最高人民検察院の関連の検察官・職員 何名か 業務補佐

高等軍事検察院評価委員会は、高等軍事検察院長官によって以下のように任命される。

1. 高等軍事検察院副長官 委員長
2. 軍政治大局職員局副局長 副委員長
3. 高等軍事検察院の関連の室長または副室長 委員
4. 高等軍事検察院の関連の専門職員 何名か 業務補佐

24条 評価委員会の権限と責務

評価委員会は以下の権限と責務を有する。

1. I 級検察官に任命するため、管理階級2種以上の職員の評価について研究する。
2. 評価の実施を行い、最高人民検察院中央委員会または高等軍事検察院中央委員会に承認の検討を求めため、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官に評価につき報告する。
3. 最高人民検察院長官と高等軍事検察院長官の委任にしたがって、その他の権限行使と責務執行を

おこなう。

第III編

検察官の権限と職務

25条 検察官の権限と一般的職務

検察官は以下のような権限と一般的職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律執行について、モニタリング検査を実施する。
2. 事件の捜査（ソープスワン）を行うⁱⁱⁱ。
3. 事件手続への参加者から供述を取る。
4. 事件に関係する情報・証拠を収集する。
5. 捜査員と共同で事件手続に参加する。
6. 事件、人民検察の長の決定（カム・トックロン）^{iv}を研究、取り纏め、総括する。
7. 法廷に出廷し、法廷での声明（タレーン）を行う。
8. 命令（カムサン）処分（カムシーカート）確定した第一審判決と上級審判決の執行状況についてモニタリング検査する。
9. 留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所のモニタリング検査を実施する。
10. 検察業務に関する育成、向上研修を受ける。
11. 自身の業務の執行・活動状況について、定期的に人民検察の長に対し、取り纏め、報告する。
12. 法律に定められた、または最高人民検察院長官また高等軍事検察院長官の委任に従い、その他の権限行使と職務遂行を行う。

26条 I級検察官の権限と職務

I級検察官は、以下の権限と職務を有する。

1. 法律面の勧告を発出する。
2. 刑事事件手続において委任により捜査手段を利用し、国家、共同体、社会の利益に関連する行政事件、民事事件、また少年と無行為能力者の権利と利益について供述を取り、証拠を収集する。
3. 重要参考人または被疑者に対し、被疑事実、権利と義務を告知する。
4. 刑事事件の重犯罪（カルトート）またそれ以外の犯罪に対する声明書に署名する。民事事件、行政事件またそれ以外の事件の声明書に署名する。最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の任命にしたがい裁判法廷に参加する。裁判法廷での裁判官審理（タイスワン）が法律に正当に進むようにモニタリングする。

5. 少年犯罪者の矯正センターと裁判所のその他強制措置執行施設をモニタリング検査する。
6. 少年犯罪事件の捜査を行う。被害にあった少年、証人となる少年と面接、聞き取りをする。
7. 以下に署名を行う。自身が責任を持っている、被害者、民事の原告、民事責任者、被疑者、被告、証人の供述を求める召喚状、招集状。事件の争点、通知、事件総括書。
8. 法律に定められた、または人民検察院の長また軍事検察院の長の委任に従い、その他の権限行使と職務遂行を行う。

27条 II級検察官の権限と職務

II級検察官は、以下の権限と職務を有する。

1. 法律面の勧告を発出する。
2. 刑事事件手続において委任により捜査手段を利用し、国家、共同体、社会の利益に関連する行政事件、民事事件、また少年と無行為能力者の権利と利益について供述を取り、証拠を収集する。
3. 重要参考人または被疑者に対し、被疑事実、権利と義務を告知する。
4. 刑事事件の軽犯罪（ラフトート）また中犯罪（トーサストート）に対する声明書に署名する。民事事件、行政事件またそれ以外の事件の声明書に署名する。最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の任命にしたがい裁判法廷に参加する。裁判法廷での裁判官審理（タイスワン）が法律に正当に進むようにモニタリングする。
5. 少年犯罪者の矯正センターと裁判所のその他強制措置執行施設をモニタリング検査する。
6. 少年犯罪事件の捜査を行う。被害にあった少年、証人となる少年と面接、聞き取りをする。
7. 以下に署名を行う。自身が責任を持っている、被害者、民事の原告、民事責任者、被疑者、被告、証人の供述を求める召喚状、招集状。事件の争点、通知、送付状、事件総括書。
8. 法律に定められた、または人民検察院の長また軍事検察院の長の委任に従い、その他の権限行使と職務遂行を行う。

28条 III級検察官の権限と職務

III級検察官は、以下の権限と職務を有する。

1. 事件ファイルと人民検察院の長の決定書を研究する。
2. 最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の任命にしたがい裁判法廷に参加する。裁判法廷での裁判官審理（タイスワン）が法律に正当に進むようにモニタリングする。
3. 刑事事件の軽犯罪（ラフトート）に対する声明書に署名する。
4. I級検察官またはII級検察官からの委任に従い自身が責任を持っている、被害者、民事の原告、民事責任者、被疑者、被告、証人の供述を求める召喚状、招集状。事件の争点、通知、送付状、

事件総括書に署名を行う。

5. 法律に定められた、または人民検察院の長または軍事検察院の長の委任に従い、その他の権限行使と職務遂行を行う。

29条 検察官補の権限と職務

検察官補は、検察官の委任に従い、以下の権限と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律執行について、モニタリング検査を行う。
2. 事件手続に参加し、事件手続参加者の供述書を記録する。
3. 事件ファイルの研究と取り纏め、人民検察院の長あるいは軍事検察院の長の決定を起草する。
4. 事件番号を振り、事件ファイルを作成し、書類リストを作り、保管をする。また事件ファイル統計を作る。
5. 押収物の保管のリスト作成とモニタリングをする。
6. 被疑者、矯正者、囚人のリストと統計の作成。
7. 召喚状、招集状の起案。
8. 法律に定められた、また委任に従い、その他の権限行使と職務遂行を行う。

第IV編

検察官の任命、昇級、降格、異動、常勤している組織内異動

30条 検察官の任命

検察官は以下のように任命される。

1. 法律専門官から、検察官補に任命
2. 検察官補から、Ⅲ級検察官に任命
3. Ⅲ級検察官から、Ⅱ級検察官に任命
4. 管理階級2種の職位者から、Ⅰ級検察官に任命

本法に規定した基準を満たす人民検察官と人民検察官補が、最高人民検察院中央委員会の承認に基づき、最高人民検察院長官により任命を受ける。

軍検察官と軍検察官補については、高等軍事検察院中央委員会の承認に基づき、高等軍事検察院長官により任命を受ける。

31条 昇格

本法に規定した基準を満たしたそれぞれの級の検察官は、最高人民検察院中央委員会、または高等軍事検察院中央委員会の承認に基づき、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官により昇格を受ける。

32条 降格

本法の45条に規定した禁止事項に違反した、それぞれの級の検察官は、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官により降格される。

33条 検察官の異動（ニョックニャーイ）[▼]

検察官は、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の合意により、他セクターの新たな職務に就くために異動する。

34条 検察官の常勤している職場の内部異動

検察官は、最高人民検察院長官または高等軍事検察院長官の合意によって、人民検察院の組織内で、常勤している職場から内部異動する。

35条 他セクターから異動した職員の検察官への任命

他セクターから異動した職員の検察官、または検察官補への任命は本法に定めた基準に従って行う。

第V編

職務倫理、道德倫理と研修

第1章

検察官の職務倫理、道德倫理

36条 検察官の職務倫理

検察官は、自らの職務遂行において純粹正直、偏見なく、公平、職業人として、信賴尊敬を受け、嚴密に法律を執行するよう職務倫理を有していなければならない。

37条 検察官の道德倫理

検察官は係争当事者に対して公正でなければならない、検察官は、純粹正直に、公平性を持ち、法律に沿って正しく、事件で真に起きたことに沿って職務を遂行しなければならない、ならびに嚴格に、周到に、完全に、客觀的に法律に沿って職務を遂行しなければならない、人民検察院の矜持を固持し、検察官は良き行動をとり我慢強くなければならない。

第2章

検察官の研修

38条 検察官研修

検察官研修には以下がある。

1. 基本研修
2. 通常研修
3. 専門研修
4. 必要とみられる際のその他の研修

39条 基本研修

最高人民検察院の法律専門官で基準を満たして検察官補として任命される者は、法律に定められたカリキュラム、検察官補の権限と職務に係る基本研修を受けなければならない。

40条 通常研修

検察官はすべて、新規に成立したまたは改正された法令、法律、ラオスが加盟する国際条約や関連の国際約束について研修を受けなければならない。

通常研修は規定された計画とカリキュラムに沿って最高人民検察院研究研修所によって実施される。

41条 専門研修

専門研修は、検察官職務執行において、必要な内容、課題、職務について、検察官の開発と質の向上のため実施される。

第VI編

月給、手当

42条 検察官の月給

人民検察院検察官と検察官補の月給の支給は、法律と関連規則に従って実施される。

軍事検察院の検察官と検察官補の月給の支給は、国防省の規則に従って実施される。

43条 検察官の手当

最高人民検察院の検察官と検察官補は、下記の管理職級別手当と同額を受け取る。

1. I級検察官は、公務員管理階級2種に相当する。
2. II級検察官は、公務員管理階級3種に相当する。
3. III級検察官は、公務員管理階級4種に相当する。

4. 検察官補は、公務員管理階級5種に相当する。

軍事検察院の検察官と検察官補の手当については、国防省の規則に従って執行する。

44条 検察官の専門職手当

検察官は、政府の合意に従い、専門職手当を受け取る。

第VII編

禁止事項

45条 検察官の禁止事項

検察官は以下の行為を禁止される。

1. 自分自身、家族、親戚、友人、仲間に利益をもたらすために職位、役職、権限を乱用する。
2. 法律に定められた範囲を超えて権限、職務を濫用する。
3. 被疑者、被告人、罪人、また事件当事者を強制、脅迫すること。
4. 職務怠慢、真実を歪め、被疑者、被告人、罪人、また事件当事者を隠匿し、保護すること。
5. 事件手続から利益を得るために、事件ファイルの秘匿、書類の引き出しをする。
6. 事件当事者、個人また組織から、賄賂の督促、要求、受領する。
7. 利益を得るために被疑者、被告、罪人または係争当事者と連絡する。
8. 自身の夫、妻、子、親戚、友人、仲間と関連する事件手続に参加する。
9. 事件ファイルの中の書類、証拠を見せないよう、隠蔽すること。事件の押収品を利用したり、故障させたり損害を与えたりする。
10. 国家や公的な秘密を公表する。
11. 入れ墨、耳にピアスをする、穴を開ける、その他、国の美しい慣習と矛盾する行為。
12. 適切でない服装、アクセサリ、モラル。
13. 検察官の制服着用の規則違反、また制服を着用して適切でない娯楽施設やその他場所に入店すること。
14. 法律違反となるその他の行為。

検察官補についても、本条文に規定する行為を禁止する。

46条 委員会の禁止事項

委員会が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 偏見臆盾、どっちつかず、事実を捻じ曲げる、事実情報の秘匿、利益の要求あるいは賄賂の受領。

2. 事件手続に対する介入、干渉、妨害。
3. 検察官に対する恐喝、身体的に危害を加えること。
4. 検察官が公正な事件手続をできないような行為をする。
5. 検察官を侮辱、誹謗中傷する。
6. 違法であるその他の行為。

47条 個人、法人あるいは他の組織の禁止事項

個人、法人あるいは他の組織が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 検察官の職務遂行に対する介入、干渉ならびに妨害。
2. 事件に関する情報証拠を見せない、隠蔽、隠滅する。
3. 検察官、証人またはその他の事件関係者に対する恐喝、身体への危害を加えること。
4. 重要参考人、被疑者、被告人、罪人または事件当事者を保護、秘匿すること。
5. 検察官への贈賄。
6. 検察官に対し侮辱、誹謗中傷をする。
7. 人民検察もしくは人民裁判所の命令なく、身柄拘束、逮捕、勾留、家宅捜索を行うこと。
8. 事件の押収物、書類を交換、変更、利用し、または故障や損害を与える行為。
9. 法律違反であるその他の行為。

第VII編

検察官の管理、保護、特別政策、褒賞

第1章

検察官の管理、保護

48条 検察官の管理

I級、II級、III級検察官と検察官補は、最高人民検察院中央委員会と高等軍事検察院中央委員会の管理権に従う。

検察官と検察官補の管理については、別途規則にそれを規定する。

49条 検察官の保護

検察官と検察官補は法律に従って、強制、脅迫、生命、健康、名誉と名声、自身と家族の財産に対して危険な行為から保護される。

第2章

検察官への特別政策、褒賞

50条 特別政策（ナニョバーイ）

検察官および検察官補で職務執行と役割遂行において成果をあげた者は以下の特別政策を受ける。

1. 規則にしたがい、昇級、昇格する。
2. 規則にしたがい、給与、手当、専門職手当、それ以外の特別政策を受ける。

51条 検察官の褒賞

規則にしたがい、検察官と検察官補で、職務執行と役割遂行において目覚ましい成果を挙げた者は、褒賞を受ける。

第IX編

検察官のモニタリング検査と評価

第1章

検察官へのモニタリング検査

52条 検察官へのモニタリング検査

検察官へのモニタリング検査とは、最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院のモニタリング検査委員会によって、検察官の技術面での業務遂行活動ならびにその行為をモニタリング検査することである。

53条 検察官モニタリング検査委員会

検察官モニタリング検査委員会には、最高人民検察院モニタリング検査委員会、地方人民検察院モニタリング検査委員会ならびに軍事検察院モニタリング検査委員会がある。

最高人民検察院検察官モニタリング検査委員会は、最高人民検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 最高人民検察院副長官 委員長
2. 組織職員局局长 副委員長
3. 検査局局长 委員
4. 関連の局局长 委員

5. 大衆機関の代表者 委員
6. 最高人民検察院専門職員 何名か 業務補佐

地方人民検察院検察官モニタリング検査委員会は最高人民検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 人民検察院の長 委員長
2. 人民検察院官房長 副委員長
3. 人民検察院課長 委員
4. 人民検察院の大衆組織の代表者 委員
5. 人民検察院の専門職員 何名か 業務補佐

高等、地域、首都、県の軍事検察院モニタリング検査委員会は、高等軍事検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 軍事検察院の長 委員長
2. 室、課の長 副委員長
3. 軍事検察院の大衆組織の代表者 委員
4. 軍事検察院の専門職員 何名か 業務補佐

54条 モニタリング検査委員会の権限と職務

モニタリング検査委員会の自身の責任範囲内の権限と職務は以下の通りである。

1. 検察官および検察官補の職務遂行ならびに行為のモニタリング検査に関する法令を研究する。
2. 検察官および検察官補の職務実施ならびにその行為に対してモニタリング検査を行う。
3. 検察官および検察官補の職務実施ならびに行為の評価を行う。
4. 評価結果を最高人民検察院長官あるいは高等軍事検察院長官に報告し、合意を得る。
5. 最高人民検察院長官あるいは高等軍事検察院長官から委任されたその他権限を行使し職務を遂行する。

55条 モニタリング検査の形式

モニタリング検査には以下3つの形式がある。

1. 通常モニタリング検査、これは事前に定められた計画に沿って行われるモニタリング検査である。
2. 臨時モニタリング検査、必要性が見いだされた時に行われる、検査を受ける検察官および検察官補に事前に通知されなければならない。

3. 緊急モニタリング検査、検査を受ける検察官および検察官補への事前通知はない。
モニタリング検査の実施においては、厳密に法律を遵守して実施されなければならない。

第2章

検察官の業績評価

56条 検察官の業績評価

検察官の業績評価とは、検察官および検察官補の職務実施ならびに行為に関する評価であり、業績評価委員会により褒賞または懲戒処分のために実施される。

57条 業績評価委員会

業績評価委員会には、最高人民検察院の業績評価委員会、地方人民検察院の業績評価委員会、および高等軍事検察院の業績評価委員会がある。

最高人民検察院の業績評価委員会は最高人民検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 最高人民検察院副長官 委員長
2. 組織人事局長 副委員長
3. 検査局長 委員
4. 関連する局局長 委員
5. 大衆機関の代表者 委員
6. 最高人民検察院専門職員 何名か 業務補佐

地方検察院の業績評価委員会は最高人民検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 人民検察院の長 委員長
2. 人民検察院官房長 副委員長
3. 関係する県、郡あるいは区（ターセーン）^{vi}の組織委員 委員
4. 関係する県、郡、区（ターセーン）の検査委員 委員
5. 人民検察院の大衆組織代表者 委員
6. 人民検察院専門職員 何名か 業務補佐

高等、地域、首都、県の軍事検察院モニタリング検査委員会は、高等軍事検察院長官によって任命され、以下のように構成される。

1. 軍事検察院の副長 委員長
2. 職員局、職員課の副長 副委員長
3. 軍事検察院の室、課の長または副長 委員
4. 軍事検察院の専門職員 何名か 業務補佐

58条 業績評価委員会の権限と職務

業績評価委員会は自身の責任範囲内で以下の権限と職務を有する。

1. 業績評価の法令発出の研究
2. 検察官および検察官補の業績評価を実施する。
3. 業績評価について合意する、あるいは業績評価結果を最高人民検察院長官あるいは高等軍検察院長官に報告し、合意を求める。
4. 最高人民検察院長官あるいは高等軍検察院長官からの委任に従いその他の権限を行使し、職務を遂行する。

59条 業績評価の実施

検察官および検察官補の業績評価は関係の規則に従い、少なくとも年に一度実施する。

検察官および検察官補への褒賞については、人民検察院の年度表彰をもってみなす。

第X編

検察官の業務執行停止、権限の復権、退官

60条 検察官の業務執行の停止

検察官と検察官補は、仮に刑事事件手続で起訴された場合、無実であるとの決定が下るまで、業務執行を一時的に停止される。

61条 検察官の権限の復権

検察官と検察官補は、法律にしたがい名誉、職位、財産また健康に関し復権を受ける。

本法60条の規定にしたがって一時的に業務執行を停止された検察官と検察官補は、その者が無実であった場合には、復権を受ける。

62条 検察官の免職

以下に述べる場合、検察官と検察官補はその職位から免職となる。

1. 検察官または検察官補の職位から解任された時。
2. 人民検察院あるいは軍事検察院の公務職員から解任された、または辞任した時。
3. 退職し年金を受給した時。
4. 他セクターで新たな役職を得て異動した時。
5. 故意による犯罪行為により、裁判所から自由剥奪刑に処された時。
6. 死亡した時。

第XI編

検察官の公印、制服、徽章ならびに検察官証

63条 公印

政府の合意に基づき検察官は自身の公印を持つ。

64条 制服、徽章ならびに検察官証

検察官の制服、徽章、検察官証については、人民検察院法の中の規定の通り執行する。

軍事検察院検察官の徽章と検察官証は、軍事検察院法の中の規定の通り執行する。

第XII編

功績をあげた者への特別政策と違反者に対する措置

65条 功績をあげた者への特別政策

本法の執行において目覚ましい功績をあげた個人、法人また組織は、規則に従い褒賞または特別政策を受ける。

66条 違反者に対する措置

この本法に違反した個人、法人または組織は、更生研修、訓告、懲戒処分、罰金、自身が起こした民事損害の弁償、または刑事訴追され罪を科される。

第XIII編

最終規定

67条 執行機関

この検察官法の施行機関は、ラオス人民民主共和国政府、最高人民検察院、高等軍事検察院である。

68条 発効

この検察官法は2025年9月1日から有効となり、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令の公布を出し、そして官報に掲載されて以降発効する。

国民議会議長

Dr.サイソムポーン・ボムヴィハーン

ⁱ ラオス語で「ティッターム」モニタリングと「クウッドカー」検査という2つの単語を接続した形でほぼ一つの用語のように使用しているため、「モニタリング検査」と訳している。司法界で定着している専門用語と思われる。

ⁱⁱ 「ナニョバーイ」とは「政策」を意味する言葉であるが、それ以外に特別措置、援助施策の意味で使うことも多い。（本法50条の特別政策を参照。）

ⁱⁱⁱ 検察官の行う「捜査」を「ソープスワン」と呼んでいる。一方刑事訴訟法などでは、「捜査」を「スーンスワン・ソープスワン」と言っており、つまり、警察官の捜査＝スーンスワン、検察官の捜査＝ソープスワンである。一方、裁判官の法廷での「審問」をタイスワンと呼ぶ。

^{iv} 検察院の「カムトックロン」「決定」とは、人民検察院の命令、通達、声明、忌避申請、再審申請とその他の法令のことである

^v 「ニョックニャーイ」異動は、検察院以外への外部異動の意味である。

^{vi} 「ターセーン」とは2025年の憲法改正に伴って新たに導入の決まった行政区分である。郡と村の間に新たに加えられる行政区分で、未だ決まった訳語がないが、仮に区（ターセーン）とした。